

No.05

カラフル

江戸川区人権・男女共同参画情報誌

カラフル

Colorful

Colorful(カラフル)は、一人ひとりの違った個性(色)が發揮される社会を表しています。

巻頭
特集

DV環境に育つ 子どもの心のケア

(寄稿)森田ゆりさん



人権・男女共同参画推進キャラクター

ハピらん

ハピらんからの
メッセージ

こんにちは!ハピらんです!

みんなが、同じ大切な命。お互いを大事にして活躍できる世の中になるように、
という願いを持って生まれてきたよ。みんなもハピらんを応援してね!

CONTENTS

- ◇DV環境に育つ子どもの心のケア P2-6
- ◇江戸川区からのおしらせ P7
- ◇相談窓口のご案内 P8



巻頭 特集

DV環境に育つ 子どもの心のケア

DV環境(配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力が行われている環境)では、子どもへの心理的虐待を引き起こすことを知っていますか? たとえ直接的な虐待はなくても、DV加害者との関係性やDVを目撃することは、子どもの心を傷つけます。

DVは子どもにどう影響し、傷ついた子どもはどんなケアを必要とするのでしょうか。巻頭特集では、長年DVや児童虐待防止啓発に取り組み、自分のいかなる気持ちも受け止める「気持ちのワークショップ」開催者の森田ゆりさんに寄稿をお願いしました。

森田 ゆり さん

エンパワメント・センター主宰。元カリフォルニア大学主任研究員。
米国と日本で、多様性、虐待・DV防止専門職の研修とプログラム開発に40年携わる。虐待に至った親の回復プログラム「MY TREE」を開発、各地で22年間実践し1500人の回復者を出している。
トラウマを負った子どもと大人のためのヒーリングヨーガ ALOHA KIDS YOGA™を開発。そのリーダーを全国に養成。
アメリカン・ヨガ・アライアンス賞を受賞。第57回保健文化賞、産経児童出版文化賞、朝日ノンフィクション大賞など受賞歴多数。



1998年から関西圏の小学校をいくつも訪れて「気持ちのワークショップ」を5年間続けて実施した。90分のワークショップの最後には、どんな気持ちでもいいからと、気持ちの絵を描いてもらった。ほとんどの子が、嬉しい、楽しい、幸せいっぱいなどの気持ちの絵を描いている中で、A君は、下の絵を描いていた。
「これはどんな気持ちを描いたの」という私の質問に、A君は「お父さんがお母さんをなぐる」とだけ答えた。

DVを目の前にして、大きな恐怖に襲われていたことが推測できる。異様に太く描かれた父親の左手にA君の恐怖がリアルに凝縮している。「右の机の前のピンクのシャツで、ニコニコ笑っている子は誰?」と聞いた。「ぼく」続けてA君が言った次の言葉にわたしは凍り付いた。「机の前に座っていると何も聞こえない、何も感じない」

A君は解離していました。



©「気持ちの本」(森田ゆり著 童話館出版 2003年)

解離とは対応の限界を超える圧倒的な恐怖から自分を守るために感情、意識、思考、記憶を無意識レベルで分離させてしまう状態である。母親が父親から殴打される場面をおそらく何度も目にしていたことで、A君は深刻な心理的ダメージを受けていた。

同盟関係とスケープゴート

保護者間の暴力が頻繁に起きている環境で、心身にダメージを受けた子どもの心のケアのためには、次のような家族内心理動向(ダイナミックス)に子どもがさらされていることの理解が不可欠だ。

しかし、日本の支援者研修の中ではあまり教えられていないようだ。

暴力が日常化しているDV家庭には2つの不文律(破ってはならない暗黙のルール)がある。



1. 語らない

家庭で起きている暴力について口にしない。たとえ、母親が目のまわりに大きなあざを作っていても、誰もそのことについて聞かない、話さない。何事も起きなかつたかのようにふるまう。

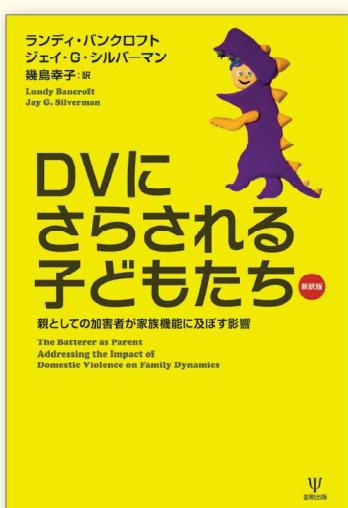


2. 感じない

家庭で起きている暴力がもたらす恐怖、不安、恥、絶望、罪悪感などの感情を否認する。



おすすめ図書



(ランディ・バンクロフト、ジェイ・G・シルバーマン著 金剛出版 2022年)

『DVにさらされる子どもたち新訳版』

DV加害者は、直接的な暴力だけではなく、子どもを味方につけて配偶者を貶めたり、特定の誰かをターゲットに仕立てあげたり等、家族同士を分裂させることによって支配することもあります。

DV加害は児童虐待であり、ターゲットにされなかった子どもも含め深刻な影響があります。

本書は、DV加害者の子どもへの影響、家族に及ぼす影響、子への性虐待等について詳細に説明し、それら深刻な被害からの子どもや配偶者の回復と、それを阻害するものが語られます。

別居してからも支配が続くならば、被害は継続し、回復できません。加害者更生と被害者の回復の課題理解のために必読の書です。

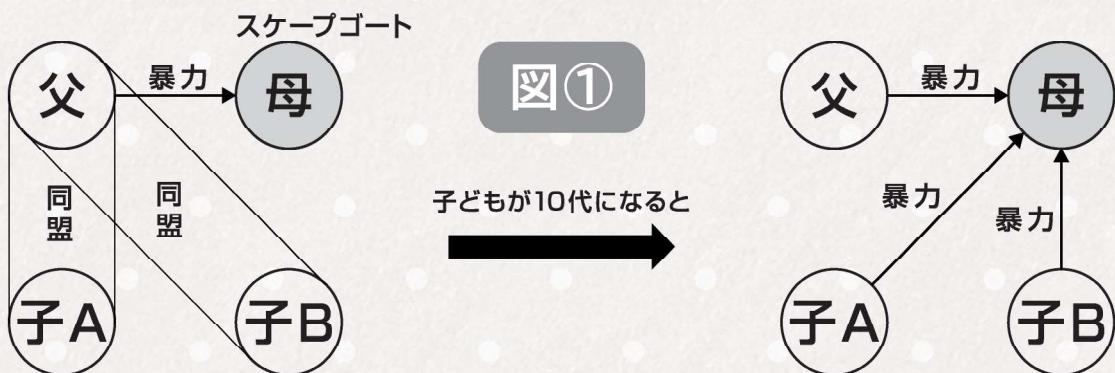
加害者によって敷かれたこのルールに従わざるを得ない子どもたちは、健康な人間関係を家庭で経験することが困難だ。「机の前に座っていると、何も聞こえない、何も感じない」と言った先の絵のA君は解離することで、「語らない、感じない」不文律を守ってきたのだろう。

加害者はDVの責任が自分にあることを否認するために、家族関係にさまざまな操作をしている。DV家庭に育つ子どもたちは、直接の暴力被害によって苦しむよりも、操作された不健康な家族関係の中で傷ついている。その操作の典型的なやり方は、加害者が自分の暴力を家族内の誰か別人のせいにすることだ。

以下の3つの図（図①～③『ドメスティック・バイオレンス：愛が暴力に変わるとき』森田ゆり著 小学館文庫 176ページより）は、加害者が作り出す家庭内人間関係である。ここでは3つの例をあげたが、その関係パターンは無数だ。図では仮に、加害者は父、被害者は母としているが、もちろんその逆のケースもあるし、同性間パートナーの暴力も起きている。



©「ドメスティック・バイオレンス」(森田ゆり著 小学館 2014年)

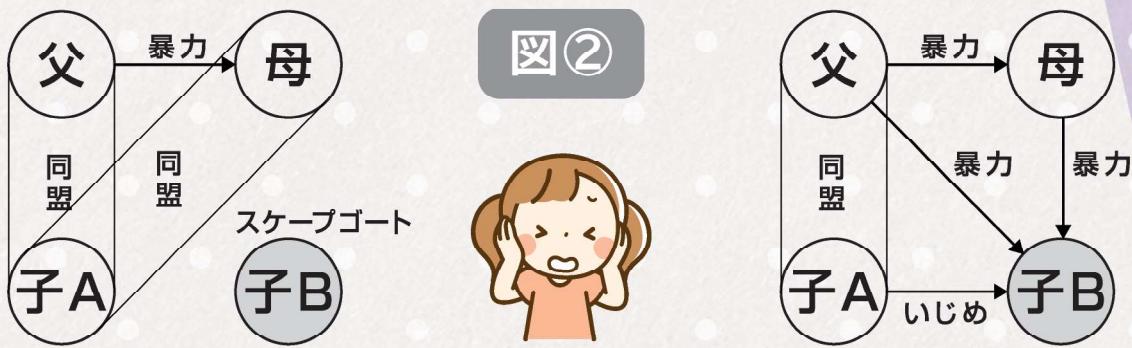


図①では妻に暴力をふるっている父が、子ども二人との間に同盟関係を作っている。同盟関係を作るとは、その子には優しい、その子には暴力を振るわない、いつもお土産を買ってくるなどの父の行動によって簡単に作ることができる。その結果、子どもは父が好きで、父の怒りを買うようなドジな母親を馬鹿にし、嫌う。 母親がスケープゴートにされているパターンだ。スケープゴートとは起きている問題の責任をすべて負う存在だ。ナチス政権下では、ユダヤ人がスケープゴートにされ、政権の抱える問題のすべてはユダヤ人のせいにされていた。

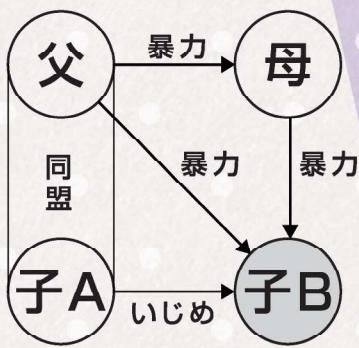
父親が母親に暴力をふるうのも、家庭がうまく機能していないのも、父の仕事がうまくいかないのも、すべて母親のせいだと言われ、子どもたちはそれを信じる。暴力をふるっている父の責任が問われることはない。このパターンは、子どもが少し大きくなると、子どもも母親に暴力を振るうようになりがちだ。

- 図②ではDV加害者である父が子どもの一人Aと同盟関係を作り、暴力被害者の母がやはりAと同盟関係を作っていることでもう一人の子どもBがスケープゴートになっているケースだ。そのとき、この家庭の問題のすべてが、Bの責任とされる。「Bが学校で問題を起こすから」「Bが万引きをしたから」「Bがのろまだから」と責任を負わされることで、家庭の問題の最大の原因である父から母への暴力は語られず知られないようにされている。





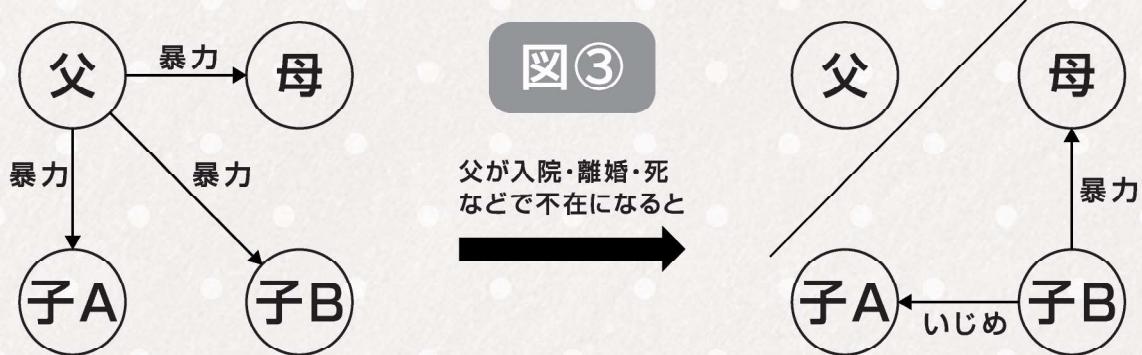
図②



このパターンは、家族のメンバー（父、子どもA、母）から子どもBに対する暴力を引き起こす。2018～19年にマスコミで大々的に報道された目黒虐待死事件は、このタイプのケースだった。父：父から母：母への暴力は、身体的暴力に加えて、数時間に及ぶ叱咤、蔑み、批判の嵐など言葉によるマインドコントロールだった。

父は当時1歳のAを可愛がった。母は母乳をあげてAとの愛着関係を持っていた。父はAの姉の結愛ちゃんがいうことをきかないと激しい暴力をふるい警察沙汰になった。結愛ちゃんがスケープゴートにされた。

父は母が結愛ちゃんの世話をすることを許さず、母と結愛ちゃんとの関係を対立させた。児相の一時保護解除の後、丸1年の間に、父による結愛ちゃんへの暴力はエスカレートした。母は父の暴力の結果、頻繁に解離し、父の暴力を止めることができない中で、結愛ちゃんの命は絶たれた。



DV環境に育つ子どもの心のケアの基本

家庭内暴力の中を生きてきた子どもたちは、健康な心身の発達を著しく妨げられてきたが、どんなに劣悪な状況を潜り抜けてきた子どもも、回復する力、レジリエンシーを内にたたえている。援助者の基本は、子どもの回復力の発動に影響を与える以下の要因をできる限り保障することにある。

- あなたと子どもの信頼関係は初回で作る
- 暴力にさらされる不安・緊張から解放され、安心が保障されている生活
- 自分の苦悩に寄り添ってくれる信頼できる大人が身近にいる
- さようだい間の相互支援的関係DV家庭で学んでしまったかもしれない
以下のような自己破壊的な価値観の脱学習を手伝う
 - *対立があったら暴力で解決してよい
 - *腹がたつたら暴力をふるってよい
 - *被害者が悪いから暴力をふるわれる
 - *女は力で抑える。男は相手を自分に従わせる強さを持つ
 - *自分は価値のないつまらない存在だ



暴力被害がもたらす脳と筋肉の緊張を解くトラウマ回復には、瞑想やヨーガなどのソマティック(身体を動かして心をいやす)なアプローチが早い効果をもたらす。

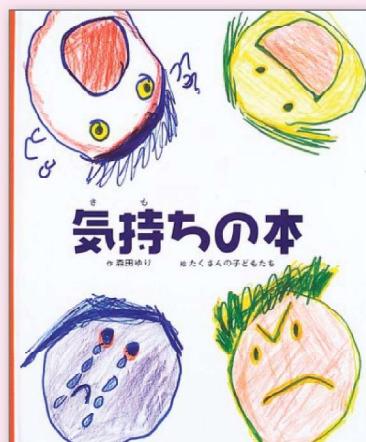
児童養護施設、少年院などでトラウマを抱えた子、発達課題のある子たちにアロハ・キッズヨーガを教えてきて9年目になる。その多大な効果については『トラウマと共に生きる』(森田ゆり著 築地書館 2021年)を参照。

虐待に至ってしまった親の回復MY TREE プログラムの22年の実践では、瞑想の宿題を徹底することで、親達の怒りの衝動と爆発をなくすことに成功してきた。詳細は『虐待・親にもケアを: 生きる力をとりもどすMY TREE プログラム』(森田ゆり編著 築地書館 2018年)を参照。

おすすめ図書

『気持ちの本』 (森田ゆり著 童話館出版 2003年)

嬉しい気持ち、悲しい気持ち、いやな気持ち…どのような気持ちも、あなたがどうしたいのか知らせてくれる大切な気持ちです。
あなたの気持ちを聞いてくれる人がいたら、嬉しさは2倍になり、怒りは半分になります。自分と相手を大切にし、尊重することを教える絵本です。
お子さんと一緒に読んでみてください。



©「気持ちの本」(森田ゆり著 童話館出版 2003年)

人権・男女共同参画推進 講座を開催しています!

どなたでも無料で参加できます。
会場とオンラインで実施!

2022年11月29日の講座では、DVやモラルハラスメントについて、
NPO法人レジリエンス代表 西山 さつきさんからお話を伺いました。

11/29(火)	身近な問題として、 DV・モラル ハラスメントを考える
<small>江戸川区主催 令和4年度 人権・男女共同参画推進講座</small>	
<small>タワーホール船堀4階401会議室及び オンライン会議システムによる開催</small>	
<small>モラルハラスメントなどのDVは 4人に一人の女性が経験する という調査結果もある私たちの 身近な問題です。(内閣府2020年調査) DV・モラルハラスメントを正しく理解し、 もし友人や隣人がDVにあっている 何ができるかを考えましょう。</small>	
	
<small>全国各地でDV・トラウマからの回復について年間多数講演を行う。 中学校・高校に出ていてデートDV予防啓発や予防啓発を行う支援者の養成も行っている。DV・トラウマからの回復のための「こころのcare講座」は2003年から継続して開催しており、「こころのcare講座」を全国に広めるためのファシリテーター養成研修も毎年実施している。</small>	

NPO法人レジリエンスとは?

「DVや虐待、モラハラ、いじめ、パワハラ、その他さまざまな原因による心の傷つきやトラウマに焦点をあて、情報を広げる活動をしている団体」です。
(レジリエンス <http://resilience.jp/>)

「身近な問題として、DV・モラルハラスメントを考える」
DV=身体的な暴力だと思っていませんか?DVは、力の差(権力)やコントロール等目に見えないものも含まれ、体だけでなく心にも傷をつけます。この講座では、DV・モラルハラスメントを正しく理解し、何ができるのかについて学びました。

今後の講座についてはこちらをチェック!



Twitter



Facebook



Instagram



メールマガジン



YouTube



区ホームページ

**「デートDV予防出張講座」を学校・
地域団体等向けに実施しています!**

**ご希望の日時・
場所へ講師を
派遣します!**

恋人に対する暴力は「デートDV」と呼ばれ、20代女性の約4人に1人、
20代男性の約8人に1人が被害にあっています(令和2年度内閣府調査)。
この講座では、より良い関係づくりのためのコミュニケーションをロールプレイング形式で学んでいただけます。※講座内容は年齢等により調整します。

お問い合わせ・お申し込みは、こちらから

(株)明日葉 ☎070-8702-2798【9時～17時(土日祝除く)】

※江戸川区では、講座・講演会の実施を(株)明日葉に委託しており、お申し込みは委託業者にて受け付けております。

お申し込み時に収集した個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。



人権・DV・配偶者暴力の相談窓口のご案内

※相談日は祝日・年末年始を除きます

人権について

◆みんなの人権110番
(全国共通人権相談ダイヤル)
☎0570-003-110 (ナビダイヤル)

相談日 月～金 8:30～17:15

◆Tokyo LGBT相談

電話相談
☎ 050-3647-1448

相談日 火曜日・金曜日 18:00～22:00

LINE相談 (LGBT相談@東京)

相談日 月曜日・水曜日・木曜日
17:00～22:00



DV・配偶者暴力について

◆江戸川区配偶者暴力相談支援センター
☎ 03-5662-1526

対象 区内在住、在勤、在学の方
相談日 月～金 9:00～17:00

◆江戸川区DV相談室

☎ 03-6638-8537 (DV相談専用電話)
*面接相談(女性のみ、予約制)もできます。

対象 区内在住、在勤、在学の方
相談日 月～金 9:00～17:00 (最終受付は16:00)

親子のかかわりや子育ての悩みについて

◆子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京



人権・男女共同参画推進センターのご案内

※相談日は祝日・年末年始を除きます

大人のなんでも相談

夫婦・親子の問題などの解決に向け、ご相談の内容に応じて適切な窓口を紹介いたします。
法的な判断を必要とする問題に対し弁護士が助言や情報提供をします。

受付時間 月～金・第3土曜日 8:30～17:00

◆法律相談(予約制)

「LGBTQ」、「離婚・DV等」の法律相談

対象 区内在住、在勤、在学の方
概要 面接・オンライン相談 週3回 1回1時間
相談日 ホームページで詳細をお確かめください。

女性弁護士による法律相談

概要 面接・オンライン相談 1回30分
相談日 每月第3土曜日 13:30～16:30
予約受付 当月1日午前8時30分からとなります。
閉庁日と重なった場合は、翌開庁日からとなります。

お問い合わせ

児童家庭課相談係 ☎ 03-6231-8150

◆ひとり親家庭の貸付金・自立支援事業

ひとり親家庭の就学支援・就職・転宅などの資金の融資や、
経済的な自立に向け資格を取得する際に要する費用の助成
(児童扶養手当受給者等が対象)などの相談に応じます。

お問い合わせ ☎ 児童家庭課相談係 ☎ 03-6231-8150



◆ひとり親相談室すずらん

☎ 03-6638-8085

子育てや生活に関する内容から就業紹介まで、
専門の相談員がワンストップで相談に応じます。

相談日 月～金・第3土曜日 9:00～17:00

同性パートナー関係申出書(予約制)

同性パートナー関係のお二人からの申出書を
受領し、カード型の受領証を交付しています。



予約受付 月～金 8:30～17:00

お問い合わせ ☎ 総務課人権啓発係 ☎ 03-6638-8089

人権・男女共同参画推進センター

所在地 瑞江2-9-15

